



令和6年度も2ヶ月が経とうとしています。連休もありましたがリフレッシュされましたか？
今年度も龍郷町学校事務支援室では、年間8回、支援室だより「ひりゅう」を発行予定です。
給与や福利厚生などに関する情報を先生方に届けられるよう作成していきますのでどうぞよろしくお願ひします。



【令和6年度 龍郷町学校事務支援室の構成】

学校名	事務職員名	担当業務
大勝小学校	慶田 春彦	室長（業務総括・調整・指導助言）
龍南中学校	吉崎 奈緒	室長補佐・管理（支援室業務・実施計画・連絡調整）
戸口小学校	木下 大輔	研修（業務研究計画推進・研修総括・広報・HP）
龍郷小学校	吉村 真紀子	研修（業務研究計画推進・広報・HP・大事協理事）
赤徳小中学校	有村 彩香	研修（業務研究計画推進・物品見積補助・公文受発・記録）
円小学校	手島 絵里香	研修（業務研究計画推進・物品見積・記録）
龍北中学校	山下 佳子	研修（業務研究計画推進・支援室予算・秋名小町費事務支援）
龍瀬小学校	松尾 宏朗	研修（業務研究計画推進・会計・記録）
秋名小学校	山下 佳子	兼務



看護休暇，子の年齢制限撤廃！（令和6年4月1日より）

・看護休暇(特休)の取得対象となる子は「学校職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子」となっていたが、このたび**年齢制限がなくなりました**。日数はこれまでどおり5日の範囲内、ただし養育する子が2人以上の場合は10日の範囲内になります。
今回の改正により中学生以上の子の看護の場合にも看護休暇が使えるようになります。



物品の共同見積・購入について

龍郷町事務支援室では、効率的な予算執行と事務処理を目的として、学校備品・消耗品の共同見積および共同購入を行っています。複数の業者に共同で見積を行うことで購入価格が抑制され、配当予算内では困難だった物品の購入が可能となる等、予算の効率的な執行につながります。
支援室としての今後のスケジュールは下記のとおりです。

- 6月初旬 各学校から出された購入希望物品を**集約**
- 6月中旬 文具店やスポーツショップ、家電量販店等に見積依頼
- 7 月 見積結果を基に、各業者へ**物品発注**
- 8 月～ 各学校へ**納品**



4・5月給与支給明細は 追給・戻入 をチェック！

4月に転入・採用された先生方は、転入に伴う各手当の手続きが4月分給与では間に合わないため、5月分給与で調整されます。また、へき地手当とへき地手当に準ずる手当が新たに支給される等の変更もありますので明細をご確認ください。

○ 住居手当

住居手当は異動したことでは手当が止まらないため、前所属で3月まで住居手当を受給していた場合、異動後の4月もそのままでの額で住居手当が支給され、差額は5月分給与で調整されます。ただし、臨時的任用職員の先生方は3月末で一旦退職となるため、4月分給与では支給されず5月分給与で4月分の手当を追給します。

例：前所属での住居手当が25,000円、新所属では27,000円となった場合（4月1日異動者）

3月支給 住居手当	4月支給 住居手当	5月支給 住居手当
25,000円	25,000円	27,000円 + 2,000円（←4月分差額）

○ 通勤手当

通勤手当は異動と同時に手当が止まるため異動した職員は4月給与で通勤手当が支給されていませんが、4月から支給要件を満たしている場合は、5月分給与で4月分の通勤手当も追給されます。

○ 扶養手当・児童手当

扶養手当・児童手当は異動しても支給要件は変わりませんので、継続支給されます。

ただし、臨時的任用職員の先生方の扶養手当については、3月末で一旦退職となるので4月分給与では支給されず、4月から支給要件を満たしている場合、5月分給与で4月分も追給として支給されます。

○ 単身赴任手当

単身赴任手当は異動と同時に手当が止まりますが、4月からも支給要件を満たす場合は、5月分給与で4月分も遡って支給されます。

○ へき地手当・へき地手当に準ずる手当

へき地手当はその名の通りへき地に勤務する職員に支給される手当で、勤務地に応じた割合で支給されます。へき地手当に準ずる手当はへき地学校への異動に伴い住居を移転した職員に支給されます。この住居移転日によっては日割り計算となる場合もあります。

へき地手当・へき地手当に準ずる手当の算出方法
{ 給料（調整額を含む）+ 扶養手当 } × 支給割合

！ ハブにご注意

全ての島ではありませんが、奄美群島にはハブという猛毒を持つ蛇がいる島があります。夜行性で涼しい場所を好むため、日中出くわすことは少ないですが、草むらなどには涼しさを求めて潜んでいることもあるようです。ハブに噛まれないためにも、草むらに入るときは長靴を着用する、棒で茂みを分けながら進む、夜どうしても出歩くときは必ず懐中電灯等で足元を照らし、道の真ん中を歩くようにする等の対策をされるようにしてください。

